釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例について

●条例の主な内容

(1)許可制の導入

(2)禁止区域の指定

(3)特定保全種及び特別保全区域の指定

「特定保全種」

- **湿原を主な生息地とし、釧路湿原を象徴する希少な野生生物の5種を指定**

対象種：
タンチョウ、オジロワシ、チュウヒ、オオジシギ、キタサンショウウオ

「特別保全区域」

- **市街化調整区域のうち特定保全種の生息可能性が高い範囲を指定**

対象区域：
市街化調整区域に相当する区域のうち、釧路川以西及び武佐・貝塚の範囲

(4)特定保全種の保全のための措置を義務付け

- **特別保全区域内での事業については、特定保全種の生息等調査や保全計画書を作成。**

(5)事業者が義務として行うこと

- ✓ 許可申請前の事前協議
- ✓ 住民説明会の実施
- ✓ 廃棄費用の積立て
- ✓ 損害賠償責任保険加入

(6)条例を遵守しない者に対する措置

- ✓ 勧告
- ✓ 命令
- ✓ 公表